

学校法人明治大学ネーミングライツ事業実施要綱

2026年1月21日制定
2025年度例規第27号

(目的)

第1条 この要綱は、学校法人明治大学（以下「本法人」という。）におけるネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- (2) 命名権 事業者等が本法人及び本法人が設置する学校その他の施設（以下「本大学」という。また、本法人と本大学を併せて「本学」と総称する。）の施設等の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、本大学における建学の精神と教育理念に則って行われるものであり、本大学が行う教育研究活動及び施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の主な利用者が本大学学生であることを考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称を積極的に使用する。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の正式名称を変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の正式名称を使用又は併記する。

(事業の実施)

第4条 ネーミングライツ・パートナーは、命名権を得た施設等に愛称を表

示するためのサイン及びネーミングライツ・パートナー自らの取組を紹介するインフォメーションボードを設置することができる。ただし、同時に複数の施設の命名権を得ることはできないものとする。

- 2 前項の対象とする施設等並びにネーミングライツ・パートナーが設置するサイン及びインフォメーションボードの規格及び設置箇所については、別に定める。

(ネーミングライツ・パートナー候補の選定と契約)

第5条 ネーミングライツ・パートナー候補の選定並びに本学とネーミングライツ・パートナーとの契約に向けた調整及び契約書作成等については、受託可能な代理店に委託する。

- 2 前項の業務を委託する代理店（以下「委託代理店」という。）は理事会が決定する。

(ネーミングライツ・パートナー候補の選定条件)

第6条 事業者等は、次の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある場合は、ネーミングライツ・パートナーとなることができない。

- (1) 第3条第1項に定める基本原則に適わないもの
- (2) 各種法令に違反するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) その他ネーミングライツ・パートナー候補として適当でないと理事会が認めるもの

(使用できない愛称)

第7条 ネーミングライツ・パートナーは、次の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある愛称は使用することができない。

- (1) 各種法令に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損につながるもの
- (4) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- (5) 特定の商品の宣伝に繋がるもの
- (6) 本学が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (7) その他愛称として適当でないと理事会が認めるもの

(命名権の付与期間)

第8条 命名権を付与する期間は、1年以上5年以下とする。

(ネーミングライツ・パートナーの決定)

第9条 ネーミングライツ・パートナー並びにその使用する愛称、命名権を付与する期間及び命名権料は、理事会が決定する。

(契約)

第10条 理事長は、ネーミングライツ・パートナーの決定後、ネーミングライツ・パートナーとネーミングライツ事業実施に必要な契約を締結する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、第8条に記載の期間内で契約期間を更新できる。

3 理事会は、必要があると認めるときは、第8条に記載の期間の終了後に、同一ネーミングライツ・パートナーとの再契約を決定することができる。

(費用負担)

第11条 サイン及びインフォメーションボードの設置及び変更に係る必要な経費は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。

2 契約期間の満了又は命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(維持管理責任)

第12条 愛称等及びサインの切り替え、撤去などの維持管理については、本法人と協議し、ネーミングライツ・パートナーの負担で行う。

2 愛称等及びサインを掲出するに当たって、ネーミングライツ・パートナーは安全を考慮した合理的な方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行う。

3 ネーミングライツ・パートナーは掲出された愛称等及びサインに関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理する。

4 本学の責めに帰すべき事由を除き、第三者に損害を与えた場合又は施設等の利用者等によって掲出されたサインが毀損された場合、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担において解決する。

(命名権料の納入)

第13条 ネーミングライツ・パートナーは、年度ごとに一括で命名権料に、委託代理店の手数料を加えた金額を本法人が指定した委託代理店に納入り、その後、委託代理店は、命名権料相当額を指定された期日までに本法人が指定した預金口座へ納入しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 理事長は、前項ただし書きの場合においては、委託代理店及びネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第14条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、認めない。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、自己の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。
(命名権の取消し)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がなかったとき。
- (2) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (5) その他命名権の付与を取り消すことが適当であると理事長が認めたとき。

2 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第13条の規定により既に納入された命名権料については、返還しない。

(事務)

第17条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務部和泉キャンパス課及び管財部資産管理課が行う。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、理事会承認日の翌日（2026年1月22日）から施行する。